

令和3年11月吉日

弥生 PAP 会員の皆様

弥生株式会社
代表取締役 社長執行役員
岡本 浩一郎

電子帳簿保存法「電子取引に関する改正事項」 財務省および国税庁への働きかけ状況と進捗のご報告

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般開催した弥生 PAP カンファレンス 2021 秋では、メインテーマであるインボイス制度だけでなく、来年1月に施行される改正電子帳簿保存法（以下、改正電帳法）についてもお話しました。弥生では、改正電帳法の全体としては、電子帳簿保存の要件を緩和するものであり、電子化さらにはデジタル化の推進のために意味のあるものと評価しています。一方で、電子取引に関する改正事項（具体的には適正な保存を担保する措置）に関しては、これまで認められていた措置（申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置）を廃止するものであり、全ての事業者に多大な影響を与えるものと懸念しております。

今回、弥生 PAP カンファレンス 2021 秋において、多くの弥生 PAP 会員から改めて強い懸念を共有いただいたことから、弥生として問題意識を共有する3社(*)と共同し、10月から11月にかけて、財務省および国税庁に働きかけを実施しました。結果として懸念を一部解消する進展が見られたことから、取り急ぎ皆様に共有させていただきます。

11月12日（金）に国税庁より「電子帳簿保存法Q&A（一問一答）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～」に関する「お問合せの多いご質問（令和3年11月）」が公開され、この中で、以下のよう

に記載されています。<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

補4 一問一答【電子取引関係】問 42

【補足説明】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

冒頭申し上げた通り、今回の電帳法の改正はその大部分が要件の緩和に関するものです。ただその中に全事業者に影響を及ぼす義務化（電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置の廃止）も含まれており、財務省/国税庁としても要件緩和と義務化を同じ期間で施行させることに無理があったという認識を既にお持ちでした。既にそういった問題認識をお持ちの中で、弥生ほかによる働きかけがあったことから、まずはQ&Aの形で速やかにご対応いただいたものと理解しています。

なお、今回はまず書面保存を継続しても直ちに青色申告の承認取り消しとはならないことを明確化するものです。これとは別に、財務省としてより本格的な対応（より明確な宥恕規定を設ける）についても検討中と聞き及んでいます。この本格的な対応について、弥生として現段階ではそれ以上の情報は有していないのですが、詳細が分かり次第、改めて皆様に共有させていただきます。

行政の業務の効率化が求められている中で、今回の義務化（措置の廃止）については、今後一定の時間軸の中では対応が必要になってくると思われれます。しかし、ひとまず来年1月に向け、付け焼刃的かつ非合理的な対応を強いられるということがなくなったことは喜ばしいことだと考えています。弥生としては、上記の本格的な対応を踏まえつつ、必要な時間はかけて、電子化に留まらずデジタル化を着実に推進したいと考えています。行政のみにメリットがある電子化ではなく、デジタル化によって、事業者の業務も効率化できるようにしていきます。

どのような形でデジタル化を進めるべきか、今後段階を追って皆様にお伝えしていきます。ひとまず来年1月に向けてはご安心いただいた上で、今後弥生が提供するサービスにご期待ください。

引き続き皆様のお力添えの程宜しくお願いいたします。

敬具

* SAP ジャパン株式会社、株式会社オービックビジネスコンサルタント、ピー・シー・エー株式会社